

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和7年10月23日（木）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・教員免許状の保有を要件としない採用選考試験を実施します
- ・学校防災ボランティア事業の参加生徒を能登地方に派遣します
- ・学習習慣の確立に向けた授業公開及び講演会を開催します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・教員免許状の保有を要件としない採用選考試験を実施します
- ・学習習慣の確立に向けた授業公開及び講演会を開催します
- ・県立高等学校の再編について
- ・鈴鹿市からの要望について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を行いました。公文書の改ざん及び不適切な事務処理により、停職処分とした案件です。公教育に対する皆様の信頼を大きく傷つけることになりましたことを、重く受け止めています。教育委員会を代表しまして、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日10月23日です。四日市市立中部西小学校 主事 男性25歳を停職1月としました。この者は、令和6年7月から令和7年3月にかけて、物品購入等に係る事務処理において、請求書が届いたにもかかわらず後回しにし、支払い遅延を17件、総額41万4,595円、最大約3ヶ月を発生させました。また、これを取り繕うため、請求書及び納品書の日付を書き換え、公文書を改ざんしたうえで支払い処理を行いました。少し補足説明させていただきます。まず、この物品購入の物品というのは、文房具やコピー用紙などの日常の品です。それから、事務処理が遅くなつた理由ですけれども、仕事を後回しにし、その後失念してしまった、机上の整理整頓ができていなかつたことにより、請求書等が他の書類に埋もれてしまった、といったことのようです。仕事を一人で抱え込み、業務の遅れを相談することもなく、管理職のチェックも行き届かなかつたことが、今回の事案に至つた原因だと考えられます。また、請求書の改ざんについてですけれども、供述によりますと、17件のうち8件は日付の数字を書き換える方法、

6件は日付の一部を砂消しゴムで消し、その後に日付を上書きする方法、3件は修正テープで日付を隠し、カラーコピー後新たに日付を書き加える方法で、それぞれ改ざんを行ったということです。これらは、支払期日に間に合ったように見せようとしたものです。なお、すべての支払いは完了しており、未払いや横領はありません。それから、この事案についての管理監督責任ですけれども、令和6年度の校長、これは前任の校長になりますけれども、この者に対し、今在籍している市町の教育委員会が、文書訓告の措置を行う予定と聞いています。今後の対応ですけれども、今回の事案を受けまして、当該校ではチェック体制の強化と事務処理に係る環境整備を徹底し、業務の改善を図ります。具体的には、確認要点の明確化と複数による確認の徹底、管理職による定期的な確認と改善点のフィードバック、重要書類の管理場所の明確化や整理整頓の徹底といったことです。また四日市市においては、管理職に向けたマネジメント研修や事務処理のOJT研修といった職員研修を充実させまして、再発防止に向けて取り組むとしています。県全体におきましても、情報共有や相談がしやすい風通しのよい職場づくりを一層進めるよう働きかけるとともに、服務規律通知等あらゆる機会を捉えまして、改めて公文書の適正な取扱い及び適切な事務処理について周知・徹底を図ってまいります。

○教員免許状の保有を要件としない採用選考試験を実施します

県教育委員会ではこの度、三重県立学校看護科・工業科に係る教員採用選考試験を実施します。この試験の受験には、教員免許状を保有している必要はありません。教員免許状を保有していない場合は、合格後、三重県教育委員会の審査を受け、特別免許状を授与された後に採用となります。特別免許状というのは、教員免許を持たないものの、優れた知識経験などを有する社会人に対して授与する教諭の免許状のことです。採用見込数は、高等学校教諭の看護、工業の電気・電子系、それから工業の土木系、いずれも約2名としています。申込資格は資料の2に記載のとおりで、いずれも実務経験を求めるものとなっています。試験日は12月14日、試験項目は小論文と面接、採用予定日は来年の4月1日です。なお、このように教員免許状の保有を要件としない採用試験を行うのは、これが初めてではありません。12月に実施する試験においては過去に、高等学校の家庭科の食物調理・製菓や看護科、特別支援学校の自立活動において実施したことがあります。また、夏の教員採用試験の社会人特別選考では、従来から高等学校の看護・福祉においてこうした試験を実施しています。ただ、工業科については、今回初めて教員免許状の保有を要件としない採用試験を実施することにしました。この理由ですけれども、今夏に実施した教員採用選考試験において、募集定員を満たすことができなかったためです。教科「工業」の免許が取得できる大学は非常に限定されていますし、この分野は、民間企業との競合が激しく、人材確保が極めて困難な状況となっています。このため、同様の状況にあります看護科の教員とともに、今回、教員免許状の保有を要件としない、採用試験の実施に踏み切ったものです。1人でも多くの方に受験いただければと切に願っています。

○学校ボランティア事業の参加生徒を能登地方に派遣します

5月にこの事業の参加生徒を募集する際に記者発表させていただきましたが、いよいよ石川県輪島市に県内の高校生 35 名を派遣することとなりました。この事業は、資料の 1 目的にもありますように、近い将来、南海トラフ地震の発生が危惧される三重県ですので、大規模な自然災害発生時に自ら地域で行動できる防災人材の育成を図ろうと実施するものです。ボランティア活動の行き先は、これまで長い間東日本大震災の被災地でしたけれども、昨年度から能登半島に変更しておりまして、能登に行くのはこれが 2 回目となります。日程は資料のとおり 11 月 1 日から 3 日にかけての 2 泊 3 日で、1 日目が地域での現地学習会、2 日目がボランティア活動とタウンウォッチング、3 日目が学校での現地学習会の予定となっています。このうち、2 日目午前のボランティアの内容は、仮設住宅の足浴支援としました。足浴としたのは、安全に実施できるボランティアですし、活動しながら被災者の声を直接聞いたり触れ合ったりすることができて、参加生徒の防災意識の醸成につながりやすいと判断したためです。また 2 日目午後のタウンウォッチングは、アドバイザーの四日市大学鬼頭副学長が商店街を歩き、震災による復旧状況を説明します。3 店舗ほどのご主人にインタビューする予定もあるようです。3 日目の学校での現地学習会ですけれども、輪島市の教育長が講師になっていただくほか、門前中学校が授業の一環として、全校生徒 33 名で参加するなど、市を挙げてご協力いただく体制となっています。ワークショップでは門前中学校の生徒に加え、門前高校の生徒・卒業生も参加して、本県の参加生徒と車座で、震災で体験し感じたことや自分自身の行動について対話していただく予定となっています。

○学習習慣の確立に向けた授業公開及び講演会を開催します

本県の児童生徒の家庭での学習時間は年々減少しております、全国学力・学習状況調査の結果でも全国平均より低い状態が続いています。学力向上に向けては、学習習慣の確立が大きな課題でありまして、本年度は重点事業として、「学習習慣の確立に向けた取組推進事業」を進めているところです。この度、小中学校等の教職員を対象として、「学級活動」の授業公開と有識者による講演会を組み合わせた「学習習慣の確立に向けた研修会」を開催します。まず、本年度の重点事業「学習習慣の確立に向けた取組推進事業」について少し説明させていただきますと、資料の 1 にありますように、モデル校 2 校を指定し、学習習慣の確立に関して高い専門知識を有する有識者を招いて、「一人では続かないから、集団の力で継続することが大切」というテーマのもと、家庭での学習習慣の確立に向けた取組を進めています。そして、今回の「学習習慣の確立に向けた研修会」ですが、10 月 31 日金曜日、伊賀市立阿山小学校での開催となります。公開授業は 5 年生の学級活動、講演会はモデル校への指導・助言をいただいている早稲田大学教授の田中博之さんに講師をお願いしています。ぜひ取材いただければと思います。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

(質) この男性主事は、依頼退職されたのか。

(答) 今も働いております。

(質) 今回の事案の発覚の経緯を教えてください。

(答 教職員課) この者が行った令和6年度の事務処理において、学校から市の教育委員会に提出された複数の書類の中で、数字の不一致や未処理のものがあったということで、共同学校事務室がその事務処理について点検を行ったところ、多くの不備と遅延が発覚しました。その中で、今回の17件の公文書の改ざんも見つかったということになります。

(質) 学校が市教委に提出した書類ということですか。

(答) そうですね。小中学校の事務は共同実施というのをしていまして、その共同実施をしている方々が点検を行ったところ、多くの不備があることが分かり、令和5、6年度の事務処理をすべて確認したところ、17件の遅滞と改ざんが発見されたということになります。

(質) 動機は先ほど出てきたと思うのですけれども、仕事がたまっていてとか、机の上の整理ができていなくて書類が埋もれてしまったということですが、これは県教委の聞き取りに対しての発言ですか。

(答) そうです。彼の口述によるところです。

(質) ここで言う公文書というのは何を指しているのですか。

(答) 業者からの請求書のことです。請求書の日付を書き換えていました。

(質) 公文書改ざんについて、県教委として、例えば刑事责任を問いたいという考えは。

(答) 告発するかどうかということだと思うのですけれども、法曹関係者とも相談しています。刑法上の犯罪に該当するのは、偽造と変造までで、改ざんは該当しないということですので、懲戒処分の要件には該当するので我々は懲戒処分をしますけれども、刑法犯にはならないということなので、告発しないこととしています。

(質) 遅延したことによって、いわゆる遅延金というのは。

(答) 実は支払い全体で、約1,800円の遅延利息が発生しています。この遅延利息については相手であるすべて業者から請求しない旨の回答をいただいているので、実質的なそういう利息による損害は発生していません。

(質) 請求書とか納品書を作ったのは業者ですよね。業者が作ったものでも公文書になるのですか。

(答 教職員課) 法曹関係者に確認をしておりまして、その請求書や納品書は商取引上の証拠書類に当たるのですけれども、公文書に該当するということです。

(質) 今年度懲戒事案は何件。

(答) 5月に体罰と交通事故があって、これが今年度3件目になります。

- (質) この懲戒処分に係る被処分者は主事とありますが、これは事務職員ということですか。
- (答) そのとおりです。
- (質) これまでの勤務態度は。
- (答) 特に問題はなかったと聞いています。
- (質) これまで懲戒処分を受けたこともないと。
- (答) ありません。
- (質) 支払遅延の17件は、そのまま公文書改ざんの17件と全く同じですか。
- (答 教職員課) そのとおりです。
- (質) 市教委の方が、学校の事務書類を点検して不備が見つかってきた。その発覚した時期
というのはいつごろでしょうか。
- (答 教職員課) 令和7年4月上旬頃。確認をしていく中で発覚したというものです。
- (質) そうすると半年ですけれど。これはいわゆる処分の事案でありつつ、ある意味では事
務処理ミスですよね。
- (答) そうです。
- (質) 不適切な処理ということで、過去に発表されたということはありましたか。
- (答) 事務処理の遅延とか改ざんの事案というのは、我々も過去にないか探ったのですけれ
ども、教育委員会では初めてです。最近知事部局でも、非常に似た内容のものがござい
まして、今年度になって知事部局と教育委員会が連続して同じようなものが発覚した
ということになろうかと思います。
- (質) この公表基準について、あくまで県の方のガイドラインですけれど、基本的には処分
どうこうではなく、情報が整った時点で発表すると。事実が整わない場合でも、県民に
影響があったり、長期に及んだりする場合は公表するというようなケースもあったり
しますが。
- (答) 原則懲戒処分をしたときに発表しています。ただ、例えば逮捕されたとか、そういう
報道が前に出ているようなときは、こういう会見のときに問い合わせがあったりする
と、話はさせていただきます。
- (質) 処分のときに公表しますというのであれば、処分がなければ公表されないのかと言わ
れてしまいかねないですけれど。
- (答) そうですね。処分がなければ、原則公表しません。
- (質) 教育委員会で事務処理ミスが相次いでいるわけではなかったとしても、知事部局も含
めてこれはかなりの問題ですから、公表等を検討することはありますか。
- (答) 基準に該当して懲戒処分になるものは、当然公表していく必要があると思うのですけ
れども、懲戒処分に至らない文書注意などの事案でしたら、基本的には、我々の組織内
部の事務の適正化を図るものですので、社会的に公表するようなことはないと思いま
す。
- (質) 主事からの聞き取りで、仕事を後回しにしてしまったと。これもかねてからの議論で

もありますけれど、この方一人が仕事を後回しにしてしまった、間に合わなかつたという理由については。

(答) これまで複数人で仕事をしていたり、いろんなサポートを受けてしていたりしたと聞いています。今の学校に来たのが令和5年度で、一人で仕事をし始めて、1年目はきちんとやっていたけれども、令和6年度に入ってから、一人職場ですのでだんだん気の緩みが出てしまったということのようです。

(答 教職員課) 先ほど4月上旬に発覚したと言いましたが、その時点では共同事務室が調査をして確認し、その後、市教委の方で、本人と学校にも事実の確認をしたうえで、最終的に7月中旬に県教委に報告があったという状況です。

(答) 一人職場で事務をやっているので、校長、教頭がしっかりとフォローや確認をし、問題があれば注意をするということがあつてしかるべきところです。そこがされていなかったのが、やはり大きいだろうと思っています。

(質) よく言われる、業務負担が多くてこなせなかつたという趣旨というよりも、本人は気が緩んできたとおっしゃったのですか。

(答 教職員課) 本人の供述では、慣れが生じて、独断で処理してもいいのではないかと思うようになったということと、自らの職務怠慢で事務処理が滞るようになって、業者に早く払わなければという焦りから、他の職員に相談することなく、その事態を取り繕うために、改ざんに至ったというような供述をしています。

(質) 過剰な業務負担とか、そういうことを訴えておられるわけではないですか。

(答) そういうわけではないです。

(質) 監督責任ということで、令和6年度の校長に、その市町の教育委員会が文書訓告を実施する予定だということなのですが、今校長はどちらにいらっしゃるかというのは分かりますか。

(答) 実は四日市市ではありません。役職定年で校長も終えられて、教諭として亀山市におられます。今回の場合は、文書訓告をするのは、亀山市の役目ということになろうかと思います。

○教員免許状の保有を要件としない採用選考試験を実施します

(質) 工業科では初めてということですけれども、今年度実施した教員採用選考試験で工業科の募集定員が割れたというのは、いつぶりになるのですか。

(答 教職員課) 令和5年度実施の採用選考試験では、採用見込数が3名に対して、合格者が1名であったということで、満たなかつたという状況はございました。令和6年度実施試験では充足しました。今年度実施の試験では、工業の電気・電子系では、5名の採用に対して3名、土木系に関しては、2名の採用見込みに対して0名でした。そのため、今回新たな採用選考試験を実施することとなりました。

(質) 三重県独自の取組というよりは、全国的な教員不足を受けて、他県でも実施している

ところもあるのですか。

(答 教職員課) 他県でも実施されています。

○学習習慣の確立に向けた授業公開及び講演会を開催します

(質) 学習習慣の確立について、本年度の重点事業ということなのですけど、新しい取組ですか。

(答) 今年初めて実施する新規事業です。子どもたちの学習時間がどんどん減ってきていて、三重県は全国平均よりも相当に少ない状況になっています。学力向上に関する大きな課題の1つだと認識していまして、今年度新たに事業化したものです。

(質) 学習時間は、どれくらい減ってきてているのですか。

(答 学力向上推進PT) 今年度につきましては、平日の学習時間なのですけれども、全国学力・学習状況調査の質問紙調査で1時間以上と回答している三重県の小学生は50.3%、中学生は60.5%になります。

(質) 過去と比べてどれくらい下がっているのですか。

(答 学力向上推進PT) 平成31年度までは、なだらかに上昇していました。令和2年度は調査がなかったのですが、令和3年度から令和7年度にかけては、小学校中学校ともに右肩下がりになっています。令和3年度の数値は、小学生が59.6%、中学生が73.3%でした。

(質) もし分析ができていればですが、なぜこのように学習時間が下がっているのですか。

(答) やはりスマホやゲームの時間が増えていることが原因だろうと考えています。

(質) これはモデル事業ですけれど、伊賀市立阿山小学校が選ばれた理由は。

(答 学力向上推進PT) すべての市町に公募をしまして、市町教育委員会が推薦した学校の中から、協議をして決定しました。

(質) 何校ぐらいから応募があったのですか。

(答 学力向上推進PT) 2校です。

(質) モデル事業の成果をふまえて、横展開について来年度以降に検討する可能性があるということですか。

(答) そうですね。我々はそれをめざしています。一人ではなかなか続かないから、皆で声をかけ合って続けていけるようにしていこうというコンセプトですので、こういった取組がうまくいくのかどうかも、アンケートなどもこの後に実施して、それもふまえてやっていきたいなと思っています。

(質) 全国平均と比べて、塾に通わせている家庭が多いというデータもありますね。スマートゲームに言及されましたけど、例えば塾といった公教育でないところでの勉強時間が他にあるので、家庭での学習時間が減っているとか、そういう考え方はありませんか。

(答 学力向上推進PT) 全国学力・学習状況調査でいう学習時間には、塾での学習時間も含まれています。

- (答) それなのに少ないということです。
- (質) そうすると、やはり原因はスマホということで。
- (答) おそらくはそうだと思われます。
- (質) スマホやゲームが原因とするならば、今回の事業をすることで、学習時間は増えるという効果につながるのですか。
- (答) いかに学習する習慣を身につけるのかというところが大事だと思っていますので、しっかりと自己管理をする力、自己マネジメントする力をつけていくための取組ともいえると思います。
- (質) 事業費用はどれくらいですか。
- (答) 学力向上推進PT) 200万円です。

その他の項目に関する質疑

○県立高等学校の再編について

- (質) 再編の関係で、統廃合の対象になっている学校の市町関係者の方から、全体を見据えたうえで考え方直してくれとか、かなり異論が噴出していると思うのですけれども、改めて統廃合に関する見解について、さまざまところで出されていると思いますけれども、お考えをお聞かせください。
- (答) 議会でも申し上げたのですけれども、中学校卒業者数が、今を100とすると、15年後は58まで減ってしまいます。これは推計ではなくて、去年生まれた子どもの人数が分かっていますので、確実な未来です。そういう中で、再編は避けては通れない状況になっていると我々は感じています。我々は子どもたち目線で、子どもたちが自宅から通える範囲内に、学びの選択肢をしっかりと確保することをめざしているのですけれども、やはり地域の皆さんからすると、子ども目線というより、どちらかというと地域目線といいますか、地域が大切だという感じの要望が多いと思っています。私たちもそれをしっかりと聞きつつも、折り合いをつけていかないといけないだろうと思っています。ただ、私たちからすると、再編は避けて通れないと思っていますので、ご理解いただくしかないのかなと思っています。いろいろな地域から要望をいただくのですけれども、1つの地域に少し甘いことを言ってしまうと、すべての地域に波及してしまいますので、申し訳ないのですけれども、厳しめの話をさせていただくようなことが、今は多くなっているかなとは思います。地域の方からのご要望も、さすがにそこは要望されても難しいと思うような要望、もう少し分かってほしいと思うような要望も多いですので、そういうところは、我々もしっかりと説明をしていきたいと思っています。

○鈴鹿市からの要望について

- (質) 昨日鈴鹿市から、工業高校新設という要望があったと思います。改めてお聞きしますけれども、新設はやはり難しいのですか。

(答) 工業系にしても、いずれの学科も新設は難しい状態です。100 の生徒が 58 になると
ということは、クラス数も 3 分の 2 になるということですので、そこで学科を増やそうと
すると、その代わりに別のものを減らさないといけませんので、それは非常に厳しい状
況になります。あと、その生徒数以上に、高卒の就職者数はもっと減るだろうと思って
います。これは、進学率が上がっているからです。そういう中、工業系というのは就職
する人が選ぶ学科ですので、工業系は特に増やしていくのは慎重にならざるをえない
と思っています。学校が鈴鹿市になくとも、四日市市や津市にあれば鈴鹿市の子どもは
通えますので、我々の目から見ると何の問題もないところでございまして、市町単位で
主張をされると、各市町に工業高校がないといけないということになりますので、その
あたりはしっかりと説明していきたいと思っています。

以上、16時39分終了